

新たな森林管理システム及びの森林環境譲与税が導入されることを踏まえ、その主体的な役割を担う市町村の支援体制を構築するため市町村とのワーキングにより検討

平成31年度～

【森林経営管理法に基づく新たな事務】

所有者に代わって市町村が森林の経営管理を実施(新たな森林管理システム)

- ・対象森林の選定、所有者の特定
- ・所有者の意向調査、境界の明確化
- ・経営管理権の設定
- ・森林整備の発注 など

【森林環境譲与税の譲与】

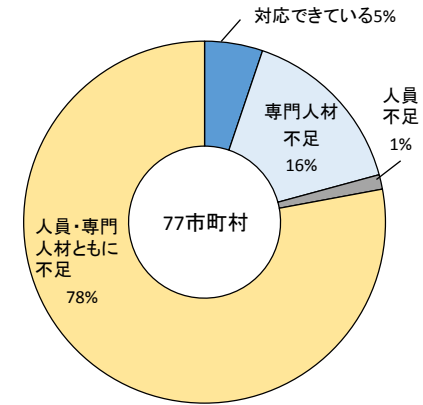
新たな森林管理システムを展開するための財源が市町村に譲与

- ・譲与税を活用した事業の実施、公表
- ・基金の設置

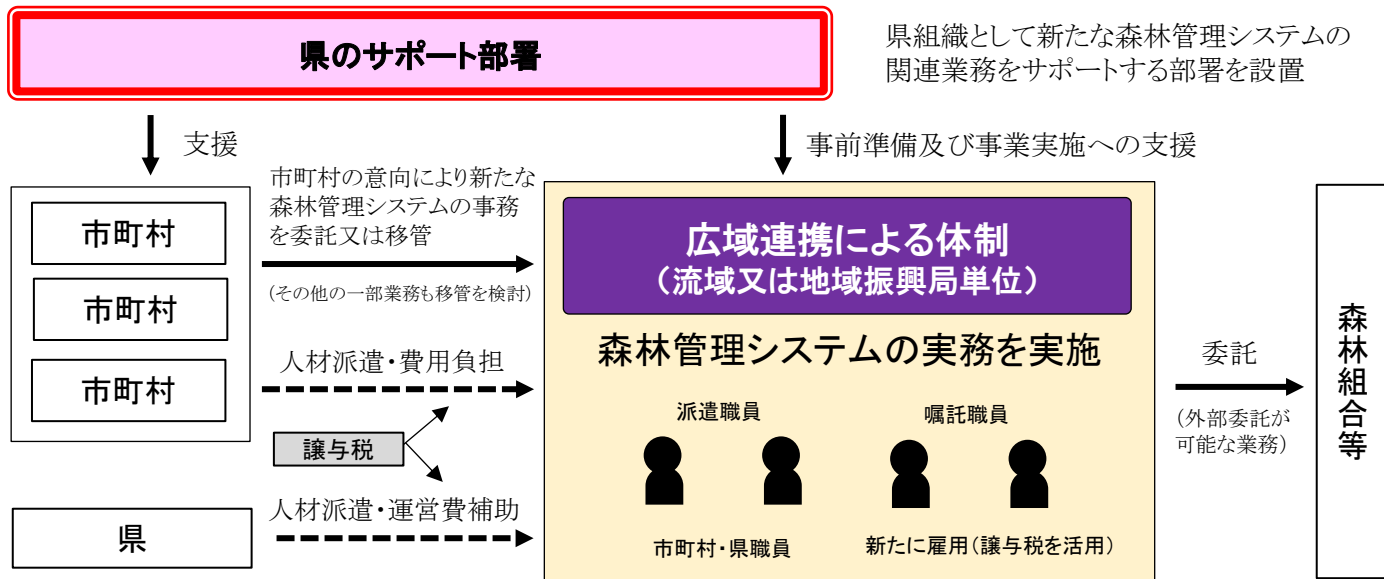
「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキング 主な意見

- ・ 県内の市町村の約7割が他の業務との兼務で林務業務を担当しており、人員・専門人材ともに不足している状況。
- ・ このため、新たな森林管理システムの導入にあたっては、市町村を支援するため体制を構築することが必要であり、かつ、広域的に対応を図ることが効果的。
- ・ 森林環境譲与税については、新たな森林管理システムに活用することを中心としつつ、まずは所有者の特定や境界の明確化、意向調査などの条件整備に活用することが重要。

現行の業務内容・業務量に対する市町村の体制【聞き取り結果】



市町村を支援するための体制(検討案)



【スケジュール】

